

新旧対照表(合併H18.3.20 / 総務省告示H17.4.28)

平成18年3月31日変更認定

新

地域再生計画

1. ~ 4. (略)

5. 目標を達成するために必要な事業

5 - 1 全体の概要

(略)

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別途の整備箇所を示した図面による。

- | | | |
|------------|---------------|------------------|
| ・ 公共下水道 | ・ ・ ・ ・ 尾津処理区 | 平成 17 年 1 月に事業認可 |
| | 由宇処理区 | 平成 15 年 6 月に事業認可 |
| ・ 農業集落排水施設 | ・ 宇佐郷地区 | 平成 16 年 4 月に事業採択 |
| | 南桑地区 | 平成 15 年 4 月に事業採択 |

[事業主体]

- ・ いずれも岩国市

[施設の種類]

- ・ 公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽（市町村設置型）、浄化槽（個

旧

地域再生計画

1. ~ 4. (略)

5. 目標を達成するために必要な事業

5 - 1 全体の概要

(略)

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別途の整備箇所を示した図面による。

- | | | |
|------------|---------------|------------------|
| ・ 公共下水道 | ・ ・ ・ ・ 尾津処理区 | 平成 17 年 1 月に事業認可 |
| | 由宇処理区 | 平成 15 年 6 月に事業認可 |
| ・ 農業集落排水施設 | ・ 宇佐郷地区 | 平成 16 年 4 月に事業採択 |
| | 南桑地区 | 平成 15 年 4 月に事業採択 |

[事業主体]

- ・ いずれも岩国市

[施設の種類]

- ・ 公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽（市町村設置型）、浄化槽（個

人設置型)

[事業区域]

- ・ 公共下水道 尾津処理区 (認可済)
由宇処理区 (認可済)
- ・ 農業集落排水施設 宇佐郷地区 (事業採択済)
南桑地区 (事業採択済)
- ・ 浄化槽 (市町村設置型) 祖生地区
- ・ 浄化槽 (個人設置型) 公共下水道事業認可区域、農業集落排水事業計画処理区域、浄化槽整備事業 (市町村設置型) 実施地域以外の岩国市の全域

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成 17 年度 ~ 21 年度
- ・ 農業集落排水施設 平成 17 年度 ~ 20 年度
- ・ 浄化槽 (市町村設置型) 平成 18 年度 ~ 21 年度
- ・ 浄化槽 (個人設置型) 平成 17 年度 ~ 21 年度

[整備量]

- ・ 公共下水道

管 渠	尾津処理区	200 mm ~ 1000 mm	L = 7,383m
	由宇処理区	150 mm ~ 350 mm	L = 8,215m
	合 計	150 mm ~ 1000 mm	L = 15,598m
		<u>(うち単独事業分 L = 3,948m)</u>	
- 処理施設 由宇処理区 1 箇所
- ・ 農業集落排水施設

管 渠	宇佐郷地区	75 mm ~ 200 mm	L = 4,157m
-----	-------	----------------	------------

人設置型)

[事業区域]

- ・ 公共下水道 尾津処理区 (認可済)
由宇処理区 (認可済)
- ・ 農業集落排水施設 宇佐郷地区 (事業採択済)
南桑地区 (事業採択済)
- ・ 浄化槽 (市町村設置型) 祖生地区
- ・ 浄化槽 (個人設置型) 公共下水道事業認可区域、農業集落排水事業計画処理区域、浄化槽整備事業 (市町村設置型) 実施地域以外の岩国市の全域

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成 17 年度 ~ 21 年度
- ・ 農業集落排水施設 平成 17 年度 ~ 20 年度
- ・ 浄化槽 (市町村設置型) 平成 18 年度 ~ 21 年度
- ・ 浄化槽 (個人設置型) 平成 17 年度 ~ 21 年度

[整備量]

- ・ 公共下水道

管 渠	尾津処理区	200 mm ~ 1000 mm	L = 7,383m
	由宇処理区	150 mm ~ 350 mm	L = 8,215m
	合 計	150 mm ~ 1000 mm	L = 15,598m
- 処理施設 由宇処理区 1 箇所
- ・ 農業集落排水施設

管 渠	宇佐郷地区	75 mm ~ 200 mm	L = 5,260m
-----	-------	----------------	------------

南桑地区	75 mm ~ 200 mm	<u>L = 1,650m</u>
合 計	75 mm ~ 200 mm	<u>L = 5,807m</u>
	<u>(うち単独事業分 L = 1,050m)</u>	

処理施設	宇佐郷地区	1 箇所
	南桑地区	1 箇所
	合 計	2 箇所

ポンプ施設	宇佐郷地区	<u>11 箇所</u>
	南桑地区	7 箇所
	合 計	<u>18 箇所</u>
	<u>(うち単独事業分 2 箇所)</u>	

・浄化槽 1,743 基

なお、各施設による新規の汚水処理人口は下記の通り。

・ 公共下水道	8,275 人
・ 農業集落排水施設	600 人
・ 浄化槽（市町村設置型）	261 人
・ 浄化槽（個人設置型）	4,778 人
・ 合 計	13,914 人

[事業費]

・ 公共下水道	
事業費	4,146,500 千円（うち交付金 2,081,750 千円）
単独事業費	446,300 千円
・ 農業集落排水施設	
事業費	<u>411,070 千円（うち交付金 205,535 千円）</u>

南桑地区	75 mm ~ 200 mm	<u>L = 1,586m</u>
合 計	75 mm ~ 200 mm	<u>L = 6,846m</u>

処理施設	宇佐郷地区	1 箇所
	南桑地区	1 箇所
	合 計	2 箇所

ポンプ施設	宇佐郷地区	<u>6 箇所</u>
	南桑地区	7 箇所
	合 計	<u>13 箇所</u>

・浄化槽 1,743 基

なお、各施設による新規の汚水処理人口は下記の通り。

・ 公共下水道	8,275 人
・ 農業集落排水施設	600 人
・ 浄化槽（市町村設置型）	261 人
・ 浄化槽（個人設置型）	4,778 人
・ 合 計	13,914 人

[事業費]

・ 公共下水道	
事業費	4,146,500 千円（うち交付金 2,081,750 千円）
単独事業費	446,300 千円
・ 農業集落排水施設	
事業費	<u>490,860 千円（うち交付金 245,430 千円）</u>

単独事業費 48,357 千円

・浄化槽（市町村設置型）

事業費 83,556 千円（うち交付金 27,852 千円）

・浄化槽（個人設置型）

事業費 670,917 千円（うち交付金 223,639 千円）

・合計

事業費 5,312,043 千円（うち交付金 2,538,776 千円）

単独事業費 494,657 千円

5 - 3 その他の事業

（略）

6 . ~ 8 . (略)

単独事業費 28,300 千円

・浄化槽（市町村設置型）

事業費 83,556 千円（うち交付金 27,852 千円）

・浄化槽（個人設置型）

事業費 670,917 千円（うち交付金 223,639 千円）

・合計

事業費 5,391,833 千円（うち交付金 2,578,671 千円）

単独事業費 474,600 千円

5 - 3 その他の事業

（略）

6 . ~ 8 . (略)